

建設業者工事説明会

1 令和元年度工事について

1-1 お願い

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省ホームページ参照）を参考に、工事現場の「三つの密」対策への協力をお願いします。

(2) 発注見通しの有効活用のお願い

碧南市資産活用課のホームページで、設計価格250万円以上の工事発注見通しを公表しております。設計金額は公表しておりませんが、発注見通しの工事概要欄、予算書や実施計画書から工事内容を把握し、配置技術者を計画的に配置し、碧南市の事業の進捗にご協力いただきますようお願いいたします。

(3) ダイヤルイン(直通番号)の利用について

平成31年4月1日より、ダイヤルイン(直通番号)が利用できるようになっております。市役所代表番号(0566-41-3311)は引き続き行うことができますが、用件のある部署がわかっている場合はダイヤルインの利用をお願いします。

1-2 関係法令等の改正

(1) 建設業法施行令の一部を改正する政令について（平成28年6月1日施行）

ア 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の変更

監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の変更が、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げられています。

イ 技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額の変更

主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げられています。

(2) 配置技術者の専任・兼任の取扱いについて

ア 主任技術者の兼任

請負金額3,500万円未満の工事では、現場管理可能な範囲かつ、請負金額の合計が3,500万円を超えない範囲で、最大5件まで、主任技術者の兼任を可とします。

ただし、落札者決定後に主任技術者（監理技術者）の変更は原則として認めないため、事後審査資料提出前に、それぞれの工事担当課の承認を得た上で兼任を可とします。

イ 営業所の専任技術者の兼任

営業所の専任技術者は、専任を要しない1工事の主任技術者との兼務のみを可とします。

平成27年度からの措置。営業所の専任技術者は、専ら営業所での業務を行う者であるが、工事現場への配置（兼任）を認める特例措置。

ウ 分割工事(合算対象工事)での主任技術者、現場代理人の兼任

分割工事(合算対象工事)を同一業者が受注した場合(諸経費調整による変更契約が発生)、それら合算対象工事を1工事として取扱い、管理可能な範囲で、主任技術者・現場代理人の兼任は可とします。

ただし、上の場合において、監理技術者との兼任は不可です。

(3) 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

建設業法の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）により、公共工事における施工体制台帳の作成、提出対象となる工事の下請金額下限が撤廃されました。これにより、入札案件全ての工事において、下請契約を締結する場合は、施工体制台帳を提出して下さい。

【参考：愛知県建設局土木部建設企画課のホームページ→建設技術関連→標準仕様書・建設技術基準等→「土木工事現場必携」「建築工事の手引き」】

1-3 入札制度について

(1) 総合評価落札方式（特別簡易型）における項目の変更・追加について

平成28年4月1日以降の総合評価落札方式（特別簡易型）による入札案件から、以下のとおり評価項目を変更・追加しています。（平成27年10月13日公表）

<変更項目>

評価分類	評価項目	内容（変更前）	内容（変更後）
地域精通度及び貢献度	碧南市災害復旧協議会の登録等の有無	碧南市災害復旧協議会の委員であること	碧南市災害復旧協議会の委員であり、 <u>活動実績を有すること</u> ※1

※1 活動実績を有するとは、入札公告年度の前年度における協議会活動への参加割合が50%以上ある場合を意味します。（協議会活動とは、総会や担当者会議、訓練や災害発生時の応急復旧等、事務局から災害復旧協議会全委員を対象に依頼するものを意味します。）

<追加項目>

評価分類	評価項目	内容
地域精通度及び貢献度	碧南市消防団在籍者の有無	条件付一般競争入札参加申請書の提出期間の末日において、役員又は社員（契約社員、アルバイトは除く）が碧南市消防団に登録されていること

(2) 最低制限価格算出の変更について

令和2年4月1日以降の入札案件から、予定価格5,000万円超工事について率の変更しています。

(3) 低入札価格調査制度の導入について

平成30年4月1日に低入札価格調査制度を施行しています。令和2年4月1日以降の入札案件から率が変更しています。

(4) 碧南市建設工事総合評価落札方式取扱要領について

平成30年4月1日に碧南市建設工事総合評価落札方式取扱要領を改正しています。

（各要領等については、資産活用課ホームページに掲載してありますのでご確認ください。）

1-4 入札制度の補足、取扱い

(1) 条件付一般競争入札の入札参加資格確認の基準日について（運用の確認）

条件付一般競争入札の入札参加資格確認の基準日は、入札参加申込書の提出期限の日である。

(2) 入札参加時における配置予定技術者の審査基準日について

ア 条件付一般競争入札（事後審査型）の場合

条件付一般競争入札（事後審査型）の落札候補者となった場合、当該工事の配置予定の技術者^{※1}は当該工事の契約日前において、配置することが確実^{※2}な技術者とすること。

※1 監理技術者、主任技術者をいう。

※2 当該工事に配置する予定の技術者が、当該工事とは別の公共工事の技術者として配置している場合、その工事の完了届が発注者に受理された日をもって、工事完了とみなし、以後技術者としての配置はないものとみなす。

イ 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）の場合

条件付一般競争入札（総合評価落札方式）に参加する場合、施工現場の配置技術者調書（別紙3）に記載する配置技術者は、条件付一般競争入札参加申請書の提出期間の末日において、配置でき得る^{※3}技術者とする。

※3 当該工事に配置する予定の技術者が、当該工事とは別の公共工事の技術者として配置している場合、その工事の完了届が発注者に受理された日をもって、工事完了とみなし、以後技術者としての配置はないものとみなす。

(3) 配置予定技術者に求められる、恒常的な雇用期間について

入札の申込があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

【土木工事現場必携「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第10版」】

(4) 入札にかかる辞退について

ア 入札参加申し込み後の辞退(=入札の辞退)

入札参加申込後、入札を辞退する場合は、あいち電子調達システム上で辞退の理由を付して、所定の手続きしてください。【碧南市電子入札施行要領第12条】

しかし、過去には入札辞退の手続きを怠る方が、見受けられました。

<理由の例>

- ・積算の結果、当社の実行予算に見合わないため。
- ・入札申込み後、本工事に配置予定の技術者が、他の工事に従事することとなったため。
- ・当社の施工体制では、工期内に完了する目処が立たないことがわかったため。

イ 開札後の辞退

(7) 落札候補者としての辞退(=事後審査期間での辞退)

a 同日複数開札において、同一業者が複数の落札候補者になった場合、入札方式の別（取り分け方式、抽選均等法式、あるいはそれら以外）に係らず、複数の落札候補案件のうち、請負金額の安いものから落札候補資格を辞退することは、罰則等の適用は無く、可能です。

<補足>

上のaの場合、落札候補者辞退届（市のHPに掲載中）に辞退理由を記入し、速やかに提出してください。市は、落札候補者辞退届の受理後、次順位の落札候補者に対して、契約に向けて事務を進めます。

また、上のaの場合、落札候補者が落札候補資格を辞退することにより、契約者がいなくなる場合でも罰則の適用はしません。市は再度の入札準備を行います。

b 入札者が入札した案件のうち、同日開札案件の請負金額の最高額案件の落札候補者となった場合に、その資格を辞退すると、罰則が適用されます。

(イ) 落札者としての辞退(=落札者決定後の辞退)

入札参加資格の事後審査を経て、落札者として決定された後に、契約を辞退する場合は、理由の如何を問わず、罰則等が適用されます。

(5) 工事の公告文における、入札参加資格項目の同種工事の定義について

公告文に特に記載のない限り、同種工事とは、入札参加に必要な建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類を指します。

また、大規模な工事等で、複数の工事が内包された工事の場合、コリンズ、工事完了図書などで、必要な同種工事を含む工事施工実績が確認できれば、そのものを同種工事として認めます。

(6) 分割工事、近接工事の諸経費調整

平成27年度より、分割工事、近接工事の諸経費調整方法を、当初設計時は原則として単独工事として扱い、諸経費調整は行わない発注方式に変更しています。諸経費を調整すべき分割工事、追加工事が、同一業者となった場合に、契約後1ヶ月以内に諸経費調整し、変更契約します。

<参考：公告文の例>

同時発注における諸経費の調整について

(1) 次に掲げる工事（以下「合算対象工事」という。）を受注した者が本工事を受注した場合の諸経費については、契約締結後に合算対象工事と合算した場合の諸経費を調整し、減額が生じた場合は、減額の変更契約を当初契約日より1ヶ月以内に行います。ただし、本工事の入札においては、合算対象工事との諸経費調整は行わないものとして算出した金額により入札して下さい。

1-5 電子入札についての注意事項

(1) 添付書類の添付間違いについて

あいち電子調達システムの入札手続きでは、添付書類等の差し替えはできません。市に連絡いただいても、入札の無効として扱います。

<例>・入札参加申込書を添付すべきところを、誤って内訳書を添付した。→入札の無効
・内訳書を添付すべきところを、誤って入札参加申込書を添付した。→ 〃
・内訳書を添付し忘れた。→ 〃
・内訳書の金額と入札金額が違う。→ 〃

(2) 設計内訳書の記載内容について

内訳書は自社の実行予算を明記するという観点で、「直接工事費」は一式からの記載とせず、本工事内訳書に概ね即した工種ごとの自社施工工事費を記載してください。

(3) 事後審査資料の様式の変更

前記1-2の法改正に伴い、条件付一般競争入札参加資格審査申請資料の添付書類様式を変更いたします。ホームページに変更後の様式を掲示していますので、ご利用ください。

別紙1 建設業法に従い施工現場に配置予定の主任技術者調査（その1）「監理技術者配置予定者の欄」
（注）3,000万円以上（建築は4,500万円以上）を下請契約して工事を施工する場合
→4,000万円以上（建築は6,000万円以上）を下請契約して工事を施工する場合

(4) 事後審査資料の事前準備のお願い

開札後、契約事務を円滑に進められるよう、配置予定技術者はあらかじめ選定し、落札候補者となった場合は、遅滞無く入札参加資格審査申請資料を提出できるよう準備をお願いします。配置予定技術者は、落札決定後は原則^{*1}として変更できません。※1 死亡・疾病・退職等を除く

1-6 工事施工管理について

(1) 発注者による施工体制の点検義務

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第16条により、施工体制台帳の点検などを行なうことが発注者には義務付けられています。

<参考>施工体制の点検

「工事現場における適正な施工体制の確保等について(平成28年6月10日付け28建企第160号建設部長通知)」により、工事現場等における施工体制の点検要領を定め、土木工事監督要領「施工プロセスのチェックリスト」により点検を実施している。

<参考>施工体制台帳の添付書類「一次下請負契約書（注文請書等を含む）の確認項目」

【土木工事現場必携より抜粋】

ア 注文者名（元請業者）と請負人名（一次下請業者）

イ 工事内容

(ア) 工事内容が明記されていることの確認（一式工事は不可）

(イ) 単価に材料費及び機械経費が含まれているか否かの確認

ウ 請負代金の額

エ 工事着手の時期及び工事完成の時期

オ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

(2) 一括下請負の禁止

<建設業法>第二十二條

1 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

(3) 公共工事請負業者の福利厚生制度の確認

公共工事の請負金額が適正に労働者に配分され、建設業従事者の職の安定（身分の保障）に寄与しているかどうかを確認するもの。

ア 建設業退職金共済制度（建退協）

自社及び下請負会社全ての作業員に対して、自社の退職金制度がある場合は、建退協の共済証紙の購入は必要ない。（＝掛金収納書の提出は不要。）

中小企業退職金共済制度（中退協）の加入でも良い。

<根拠文書>施行体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第10版(現場必携)

イ 建設労災保償（保険）（建労災）

雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、保険に加入しなければならない。

なお、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について、「一括有期事業開始届」を提出する必要はなくなりました。これに伴い各工事現場に掲示される「労災保険関係成立票」の確認を徹底しますのでご協力願います。

(4) 指示・協議等の方法

発注者との協議・指示は些細な事柄でも必ず文書（工事打合せ簿）を取り交すこと。

(5) 安全パトロール・施工体制点検について

工事監督要領に監督員の3人体制（専任・主任・総括）について明記したことに伴い、適切な施工が行われているかどうかの点検を各監督員により行います。点検の際は、聞き取りや書類の提出にご協力ください。

1-7 工事検査事務について

(1) 受験体制

検査当日は検査がスムーズに行える人員と検査用図面（出来形図等）を用意するよう、監督員と調整してください。

(2) 完了検査日の設定

- ・完了届を受理した日から14日以内に行います。
- ・完了検査時に、軽微な補正を指示することが多々あります。道路使用許可期間を考慮し、工期内の完了検査の実施を目指してください。

(3) 検査立会い者

請負者側の立会者は、契約者又は現場代理人若しくは主任技術者となっていますが、現場の状況について、検査監の質問にしっかり答えられるようにしてください。

(4) 監督員による事前検査(下検査)実施のお願い

円滑な検査の実施のため、また、変更契約締結後の出来形不足防止のため、監督員と現場代理人等で事前検査(下検査)をお願いします。

1-8 碧南市における建設業者の社会保険等未加入対策の取扱いについて

碧南市の建設工事においては、当面は現行のとおり取扱うこととし、請負者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。すべての加入状況が加入又は適用除外となっていれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとします。

一次及び二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者であることを確認した場合は、請負者から下請負者に対し加入を促すようにしてください。

1-9 碧南市公契約条例について

碧南市公契約条例が平成29年7月1日に施行されました。この条例は、予定価格5,000万円以上の工事請負契約の受注者及び下請負者においては、条例第6条の規定により「労働環境報告書」を契約担当課へ提出しなければなりません。

特定公契約の対象受注者は、契約締結後7日以内に労働環境報告書を提出してください。

また、条例第7条の規定により、対象受注者は、「対象労働者の範囲」や「愛知県の地域別最低賃金」等を特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付すること等により、特定公契約に従事する労働者に周知しなければなりません。労働者への周知については、各工事の監督員が確認をしますので、掲示した写真や交付した書面等を監督員へ提出するようお願いします。

なお、事務の詳細及び様式は、資産活用課のホームページに「公契約の手引き」を掲載していますのでご確認ください。

1-10 受注者への周知事項について

- (1) 受注工事において、同一資材は1業者からの納入を基本とし、複数業者から納入する場合は、工事材料使用承認願及びそれぞれの使用数量、使用箇所、管理方法を記載した工事打合せ簿を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 工事残土を仮置きする場合は、他工事と混同しないようにし、受注工事ごとの搬出量が把握できるように伝票管理すること。
- (3) 建設副産物の搬出量を管理するため、台貫による計量書とすること。
- (4) 「碧南市土木工事施工管理基準」に基づき適切な施工管理を行うこと。また該当する立会項目は段階確認・施工状況把握報告書へ記載すること。
- (5) 工事施工に伴い発生した事故等（他構造物の損傷含む）については、程度の大小に関わらず、必ず監督員へ報告すること。
- (6) 設計変更が生じた場合は、工事打合せ簿等により監督員とよく協議を行うこと。

監督員からの変更協議について、合意できない内容が含まれる場合は、その旨を回答するとともに、両者の合意できる点を見つけるため、継続して協議を行うこと。

協議が整った場合は、協議開始日から14日以内に設計変更協議書に署名押印すること。ただし、変更に関する調査等に相当の時間を要する場合は、工事打合せ簿により協議開始日を通知します。

2 令和元年度工事について ～講評及び指摘事項～

2-1 講評

- (1) 令和元年度に実施した工事検査は153件ありました。工事成績については、良中（65～74点）87件、良上（75～79点）55件で、ここに集約される傾向が見られました。80点以上の優良工事は、平成30年度が3件、令和元年度が7件でありました。過去5年間の工種別工事成績は「別紙」のとおりですので参考にしてください。
- (2) 完了検査に先立ち、監督員との下検査が概ねされており、円滑な検査の実施に配慮いただけたことに感謝します。引き続き、下検査を行うなど円滑な検査の実施にご協力をお願いします。
- (3) 業者間で多少の差はありますが、全体的には必要書類の提出については良好でした。施工計画書の内容についても、現場に即した内容で品質・出来形管理項目が明確になっていた。
- (4) 工事完了書類については、概ね不足なく整理されていますが、検査監への提出が遅れ、検査監が十分な時間をかけられないまま検査に臨む事例がありましたので、検査書類の修正期間、検査日を含めた工程管理をお願いします。
- (5) 施工管理について、施工計画書の記載と不整合となっているものがありましたので、施工計画書のとおり管理するようお願いいたします。
- (6) 該当する工種の仕様書、基準書に今一度目を通し施工管理をしてください。仕様書等に定めのないことについては監督員と協議し、施工するようにしてください。

2-2 土木工事全般に関する注意点、指摘事項

- (1) 施工計画書のうち、特に施工方法、管理項目（出来形管理、写真管理項目）は現場に即した記載内容とすること。
- (2) 「土木工事現場必携」、「土木工事標準仕様書」の再確認をする中で、現場管理を行うこと。また管理基準がない工種については、監督員と協議すること。
- (3) 段階確認・施工状況把握の実施項目については、愛知県標準仕様書に準じて実施すること。追加項目については、監督員と協議すること。
- (4) 工事施工に伴い、水道管等の他構造物を損傷してしまった場合は、程度の大小に関わらず監督員への報告を徹底すること。
- (5) 工事現場に掲示する「建設業の許可票」の主任技術者について、「有」「無」の表示ではなく、「専任」「非専任」の表示とすること。
- (6) 工期内に完了検査ができるように、余裕を持った工程管理に努めること。
- (7) 産業廃棄物運搬の際には運搬車に産業廃棄物収集運搬車の表示を行うこと。また、運搬を委託する場合は法に基づき産業廃棄物運搬許可業者へ行うこと。
- (8) 建設副産物や産業廃棄物を処理する事業所の看板、許可証を写真管理すること。
- (9) 過積載の防止に取り組んでいる状況を写真撮影すること。
- (10) 資材や残土等の置き場を設ける工事は、その置き場の管理状況が確認できる写真を撮影すること。
- (11) 不可視部分の確認方法は、現地立会いか文書確認（写真）のいずれかです。民地排水管や排泥弁など、道路側溝等への取付管の管口仕上げなど軽微なものでも、民地への重大な被害が発生することが考えられます。出来形が確認できるように写真管理を忘れないこと。
- (12) 工事写真で工事看板の文字等が不明瞭な場合は、写真帳に別途補記すること。
- (13) 検査前の現場清掃を徹底すること。
- (14) 下水マンホール蓋や水道蓋への舗装合材の付着や構造物の汚れがない状態で検査が受けられるようにすること。
- (15) 二次製品は据付に注意し、損傷に注意すること。特に、近接工事では関係する受注者間の現場出入りが複雑になるため、自社以外の施工構造物の損傷防止にも注意すること。

- (16) 他工事と隣接する場合や同一範囲を施工する場合は、事前立会いするなど、責任範囲を明確にしておくこと。
- (17) 問題点への対処に当たっては、請負者としての提案をもって協議に臨むこと。
- (18) 舗装などの完了検査用現地マーキングは、最小限とすることに加え、チョーク、ロウ石など、すぐに消滅するものを使用するなど、配慮をすること。
- (19) 構造物設置等の状況写真だけで出来形管理がなされていない事例があったので、適切な現場管理に努めること。
- (20) 排水構造物の敷高について、出来形管理図等で出来形管理をすること。
- (21) 現場施工前に設計図書との不整合に対する協議は必ず行うこと。
- (22) 施工体制台帳の下請業者との契約書に記載される数量は、1式ではなく実数量を計上すること。
- (23) 二次製品は、破損がないように丁寧に取り扱い、写真管理の際も下に板を敷くなど工夫をすること。
- (24) 建設副産物の搬出について、台貫による管理を徹底すること。
- (25) 電子小黒板を使用する時は、事前に監督員の承諾を得ること。

2-3 建築工事、電気・機械設備工事全般に関する注意点、指摘事項

- (1) 検査前の現場清掃を徹底すること。
- (2) 工事を実施する施設管理者等の工事関係者と十分打合せを実施し、工程管理を行うこと。
- (3) 天井裏や埋設部などの不可視部分について、写真撮影を徹底すること。また、安全上重要な箇所については、監督員に立会いを求めるなど、適切に管理すること。
- (4) 写真撮影に際しては、その目的が達成できるように撮影すること。
- (5) 現場代理人は工事全体をしっかりと管理すること。また会社として適切に現場管理ができる体制の構築をすること。
- (6) 下請業者から提出される施工計画書や使用材料承認願いは、内容を把握した上で提出し施工管理すること。
- (7) 出来形管理項目は、事前に監督員と協議しておくこと。
- (8) 工期内に完了検査ができるように、余裕をもった工程管理に努めること。
- (9) 器具や露出配管などは、据付場所の状況を考慮し、見栄えも意識した施工をすること。